



共同プレスリリース 2009年3月24日

「エネルギー供給構造高度化法案」は抜本修正が不可欠 将来に禍根を残さない再生可能エネルギー拡大の法律を「国会主導」で

> 飯田哲也(環境エネルギー政策研究所 所長) 浅岡美恵(気候ネットワーク 代表)

# 1 将来に禍根を残さない再生可能エネルギー拡大の政策の導入を

環境エネルギー政策研究所(ISEP)及び気候ネットワークは、気候保護法の制定を求め、その中で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入及び石炭から 天然ガスへの燃料転換などを求めているところである。

2月24日、二階経済産業大臣の閣議後記者会見で突如、太陽光発電電力の「日本型買取制度」について言及し、3月10日にはその根拠となる法律とされる「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の利用の促進に関する法案(エネルギー供給構造高度化法案)」が慌ただしく閣議決定された。この法案は、再生可能エネルギーの利用だけでなく、原子力をあわせ「非化石エネルギー」としてその利用についてと、化石燃料の有効な利用を促進するための措置を構ずることを目的とするものである。また、今回の経済産業省による「日本型買取制度」提案は、上記法案に直接の法的根拠は何らなく、経済産業大臣の判断に委ねるとするものにすぎず、国民・消費者がその費用を負担していく問題について情報提供も議論も不十分である。

以下にその問題点を指摘し、国会において抜本的修正を求める。

## 2 「エネルギー供給構造高度化法案」の問題

第1に、この法案は、あくまでエネルギー供給事業者の自主的取組を基本とし、これに対して経済産業大臣が措置を講じる(第1条)ことによって、「エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図」ることを目的とするものである。エネルギー供給事業の発展はあっても、再生可能エネルギーの供給拡大の法案ではない。また、余剰電力であれ、電力事業者に太陽光発電電力の買取義務を課そうとする法案でもない。エネルギー供給事業者の本法案における責務は努力義務である(第4条)。

第2に、この法案は、再生可能エネルギーについても、特定エネルギー供給事業者(政令委任)が自主的に定める「目標及び費用の負担の方法その他の円滑な利用の実効の確保に関する事項の判断基準」を経済産業大臣が定めるとするだけのものである。その判断基準の内容も経済産業大臣に決定を委ねており(第5条)この判断基準に著しく不十分という場合に勧告・命令ができる(第8条)というあいまいなものである。本法案は電力供給事業者に、いかなる再生可能エネルギーの買取を義務付けるものではない。

第3に、本法案は、エネルギー源の利用の基本方針は経済産業大臣がエネルギー 需給の長期見通しや現状にもとづき、「環境保全に留意しつつ」、定めるとするもの で、地球温暖化対策としての CO2 排出削減を目的とするものではない(第3条第 2項)。

また、経済産業大臣が環境大臣と協議すべきとされているのは非化石燃料の利用の促進に関する事項についてだけであって(第3条3項) 環境大臣と化石エネルギー燃料の利用について協議する必要はない。

第4に、本法案は、石炭など化石エネルギー燃料の有効な利用の促進を図るとする法案であり、石炭から天然ガスへの燃料転換を図る目的ではない。その判断基準は経済産業大臣のみが定める(第9条)ものである。

以上のとおり、本法案は、マスコミ等で宣伝されているような太陽光発電電力の 固定価格での買取を義務づけるための独立した法案とは言い難い。また、経済産業 大臣に原子力と火力発電所についての裁量行政を許し、国民も国会もその意思決定 に関与できない法案となっている。

#### 3 「日本型買取制度」の問題

このように、本法案では何ら明らかにされていないが、経済産業大臣の閣議後記者会見等によれば、法案による措置として、家庭用の太陽光発電設備による発電電力のうち自家消費にかかる電力を除く余剰電量について現在の 2 倍程度の価格で(但し、既設設備も対象とし、買取価格は将来にわたって逓減)10年間買取ることである。このスキームは、

第1に、買取の対象が家庭用の太陽光発電電力のみであり、風力やバイオマスなどその他の再生可能エネルギーによる発電は含まれていない。

第2に、家庭用の太陽光発電についても、自家消費分を除いた**余剰電力**のみである。

第3に、その結果、家庭用太陽光発電についても、10年の買取期間では投資回収はできず、自治体による補助がある場合でも15年を要することになる。

第4に、世帯当たり50円~100円の価格転嫁とされているが、既設者への買取りを含めた負担であり、将来的な設置拡大による負担額との区分を明らかにする必要がある。

# 4 将来の発展性のある再生可能エネルギー買取制度が必要

現段階で経済産業省が本法案成立後に予定している「再生可能エネルギーの利用に関する判断基準」の骨格は、再生可能エネルギー利用の飛躍的拡大を促すような魅力的な制度とは言い難い。

ちなみに、ドイツの再生可能エネルギー買取法では、法律で再生可能エネルギーの種類ごとの買取価格、期間を定めている。英国エネルギー法においても再生可能エネルギーの種類を明記し、固定価格買取義務を定めている。その詳細は国務大臣が定めるとしているが、当該国務大臣は温暖化政策を推進するエネルギー気候変動大臣であって、日本のように電力行政を所管する経済産業大臣にゆだねるものではない。

よって、本法案は、以下のとおり修正されるべきである。

- (1) 法の目的に、再生可能エネルギーの拡大を明記すること
- (2) 再生可能エネルギーの種類と対象を明記して、電力供給事業者の買取義務を明記すること
- (3) 買取条件についての細部についての決定は、設置者及び電力消費者の権利義 務の内容にかかるものであり、国民的な議論の上に、国会の承認を要するもの とすること
- (4) 太陽光発電電力については、余剰電力ではなく全発電量とし、買取価格を現状の2倍程度として、20年買い取るとすること
- (5) 化石燃料の利用においては、国際的削減義務と整合し、石炭から天然ガスへの燃料転換を含む CO2 排出削減を基本とするものであること
- (6) 化石燃料及び再生可能エネルギー、原子力の利用についての政策については 環境大臣と経済産業大臣の共管とすること

# < お問い合わせ >

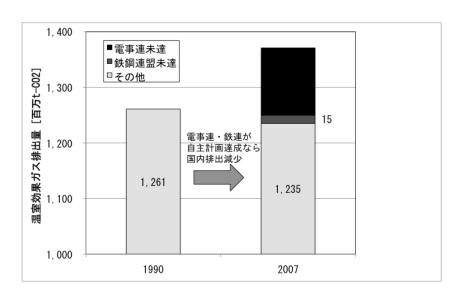
環境エネルギー政策研究所 ( ISEP ) 気候ネットワーク

TEL: 03-5318-3331 TEL: 03-3263-9210 FAX: 03-3319-0330 FAX: 03-3263-9463

#### 【参考資料】

#### 1 日本の CO2 排出量に占める石炭の利用の増加

環境省速報値によれば日本の温室効果ガス排出量は 2007 年度に基準年比 1.1 億トン、8.7%増加した。この 8.7%増加分は、電気事業連合会(電事連)が電力の CO2 排出原単位 20%削減(2008-12 年に 90 年比で)を約束しながら守れなかった分(2007年度の電事連排出量は 4.17 億トン。原単位は 90 年比 9%悪化、つまり 29%超過)より小さい。

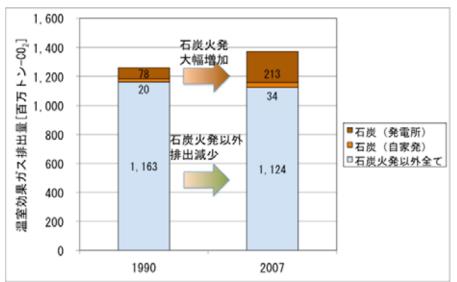


電事連、鉄連の産構審・中環審提出資料より作成 電事連未達分は当初公約の「CO2 原単位 20%改善」(90 年比)より計算 鉄連未達分は CO2 排出量 9%削減 (90 年比。目標はエネルギー消費量で 10%)

背景には(原発が 2002 年以降 6 年連続不調であった他)、石炭火力発電所の大量増設とそれによる石炭消費・排出増加がある。資源エネルギー庁の統計によれば、石炭火力発電(事業用)の CO2 排出量は 7800 万トンから 2.1 億トンに増加、増加量は 1.3 億トン以上になる。国全体の排出増加が 1.1 億トンであるから、石炭火発が大幅増加の反面、石炭火発以外では排出が減少している。

排出増の主因は石炭火発増加にあり1990年以降の建設が多い。

全国に、さらなる石炭火力発電所建設計画があるが、このような増設がなされるならば、日本は国際社会から求められている中長期削減目標を掲げることを放棄するに等しい。



出典:資源エネルギー庁エネルギーバランス表

# 石炭火力発電所建設計画

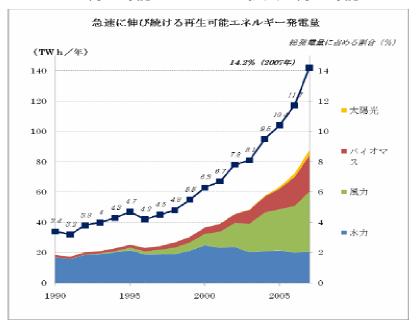
| 事業者名    | 発電所名     | 設備容量   | 予想 CO2 排出   | 運転開始年月     |
|---------|----------|--------|-------------|------------|
|         |          | [万 kW] | 量*[万 t-CO2] |            |
| 電源開発    | 磯子新2号    | 60     | 300         | 2009年7月    |
| 関西電力    | 舞鶴 2 号   | 90     | 450         | 2010年8月    |
| ダイヤモンドパ | 小名浜火力    | 40     | 200         | 2012、2014年 |
| ワー、日本化成 |          |        |             |            |
| 東京電力    | 常陸那珂 2 号 | 100    | 500         | 2013 年度    |
| 東京電力    | 広野 6 号** | 60     | 300         | 2013 年度    |
| 中国電力    | 三隅 2 号** | 40     | 200         | 2017 年度    |
| 中国電力    | 大崎 1 号系列 | 25     | 125         | 2018 年度    |
| 九州電力    | 松浦2号     | 100    | 500         | 2023 年度以降  |

<sup>\*75%</sup>稼働率、43%熱効率で一律計算。

<sup>\*\*</sup>着工準備中(工事計画許可前)

### 2 海外の再生可能エネルギー拡大の実態

# (1) ドイツの再生可能エネルギーの拡大と再生可能エネルギー買取法



1991年買取法による風力、バイオマスの拡大、2001年買取法による太陽光発電も含めた飛躍的拡大

#### (2) ドイツ再生可能エネルギー法関連条文

#### 16条 買取請求権

1項 送電網事業者は、もっぱら再生可能エネルギー又は炭鉱ガスによる発電施設の操業者から、 最低でも18条ないし33条の規定による価額で電力を買い取らなければならない。

#### 32条 太陽光エネルギー

1項 太陽光発電の買取義務はキロワット時あたり31.94セントとする。

#### 33条 建造物における太陽光エネルギー

- 1項 もっぱら建造物の上若しくは横、又は、騒音防止壁に設置された太陽光発電施設からの電力の 買取価額は、
  - 1 発電量30キロワット時以下 43.01セント
  - 2 発電量100キロワット時以下 40.91セント
  - 3 発電量1メガワット時以下 39.58セント
  - 4 発電量1メガワット時超 33.00セント とする。
- 2項 第1項1号の発電量30キロワット時以下の施設からの電力の買取価額は、施設の操業者また は第三者が施設から近接する場所において発電した電力を自ら使用しこれを証明した場合には、 キロワット時あたり25.01セントとする。

(グラフ・条文は、2009年3月6日日本弁護士連合会コメントから)

# (3) 世界の風力発電の拡大

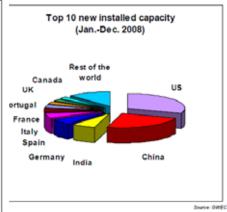
# 急速に拡大する再生可能エネルギー導入 日本の目標と政策不在の象徴

風力の設備容量~2008

Top 10 cumulative installed capacity (Dec. 2008)

Rest of Portugal the world Denmark
UK
France Italy India China Spain

2008年の増加分



Source: GWEC

(GWEC レポートから)

#### 3 エネルギー供給構造高度化法案の概要

#### 第1条 目的

**エネルギー供給事業者による**非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な**利用の促進のための措置を講じる**ことにより、

**エネルギー供給事業者の持続的かつ健全な発展を通した**エネルギーの安定的かつ 適切な供給の確保

#### 第2条 定義

エネルギー供給事業者:電気事業者(含特定規模電気事業者) 熱供給事業者

燃料製品供給事業者:燃料用の石油、ガス、その他の供給事業者

非化石エネルギー源:化石燃料として政令で定めるもの以外(原子力と再生可能エネルギー)

化石エネルギー原料の有効な利用:残存物の減少や生産原単位向上 ほか

#### 第3条 基本方針

経済産業大臣が「エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等について基本方針」を定め公表

エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者による利用の状況、技術水準 その他を勘案し、環境の保全に留意しつつ定める

# 第4条

エネルギー供給事業者はこれに留意して「非化石エネルギー源の利用」及び「化石 エネルギー原料の有効な利用の促進」に**努めなければならない** 

第5条 判断基準(特定エネルギー供給事業者)

経済産業大臣が、特定エネルギー供給事業者による「非化石エネルギー源の利用」 の判断基準を策定(再生可能エネルギーの費用負担方法を含む)

第6条 指導助言

経済産業大臣が特定エネルギー供給事業者に必要な**指導助言**を行う。

第7条 計画策定義務

規模要件以上の事業者は非化石エネルギー源利用目標達成計画策定、経済産業大臣 に提出の義務。

第8条 勧告・措置命令

前条計画について、第5条の判断基準に照らして著しく不十分であるとき、勧告、 措置命令

第9条 判断基準(特定燃料製品供給事業者)

経済産業大臣が、特定燃料供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の促

#### 進の判断基準を策定

第10条

経済産業大臣が特定燃料製品供給事業者に必要な指導助言を行う。

第11条 計画策定義務

規模用件以上の事業者は化石エネルギー原料の有効な利用目標達成計画策定、経済 産業大臣に提出の義務。

第12条 勧告・措置命令

前条計画について、判断基準に著しく不十分であるとき、勧告、措置命令

第13条 財政上の措置

政府の努力規定

第 14 条 再生可能エネルギー価格反映 政府の再生可能エネルギー価格転嫁の広報努力規定

第15条 報告・立入検査

8条及び12条に必要な限度での立入検査

第16条 環境大臣との関係

非化石エネルギー源の利用についてのみ、環境大臣との連絡協力

第17条 経過措置

第18条 権限の委任 (地方経済産業局へ)

第 19~21 条 罰則 (措置命令に従わない場合に百万円以下の罰金など。両罰規定) 附則

第1条 施行期日 公布から2年以内

第2条 検討 3年後に施行状況の検討、必要がある場合に措置

第3条 経済産業省設置法の一部改正

総合資源エネルギー調査会の所管に本法を加える